

ハイドロテクトコート登録施工店規約

第1条(登録施工店)

登録施工店とは、ハイドロテクトカラーコート(以下、本コート材といいます)が、建築現場で確実に施工されるための施工・商品知識を有する施工店で、次条に基づき、TOTOオキツモコーティングス株式会社(以下、当社といいます)が登録した施工店をいいます。

第2条(登録)

本コート材を施工するため、当社の登録施工店として、登録を希望する会社は、代理店・販売店(以下、代理店といいます)の実施する施工・商品知識説明を受講するものとし、当該説明を受講後、当社に対し、登録の申し込みをすることができるものとします。

2. 当社は、登録施工店の申込者が登録施工店としての資格要件を満たしていると判断し、承認した場合は代理店を通じ、登録を受理したことを報告します。尚、主な資格要件は以下のものとします。

- (1) 登録施工店は、お客様及びお取引様より信頼を得て、健全な事業活動を継続的に実施していること。
- (2) 本コート材の施工を行うにあたって必要最小限の施工技術・施工実績を有し、施工品質の確保ができること。
- (3) 特定商取引に関する法律等にて規制される次の取引形態のいずれにも該当しないこと。
訪問販売、電話勧誘販売、通信販売、連鎖販売取引、業務提携誘引販売取引

第3条(登録施工店資格の喪失)

登録施工店が次の各号の一に該当することとなった場合、当社は、代理店と協議の上、登録施工店としての資格を喪失させ、登録を抹消するものとします。

- (1) 前条に定める会員の資格要件を欠くと判断される場合。
- (2) 継続的な施工実績が無く、施工品質の維持が困難であると判断される場合。
- (3) 当社、代理店又は他の施工会社に損害を与える行為をした場合。
- (4) 会員の経営状況が著しく悪化し、事業存続が困難であると認められるとき。
- (5) 会員が本規約に違反し、その違反が重大なとき。
- (6) 法令に違反をしたとき、あるいは、その恐れがあると判断されるとき。
- (7) お客様及びお取引様に対し多大な損害を与えたとき、あるいは、与える恐れがあると当社又は代理店が判断したとき。
- (8) お客様及びお取引様に対し誤解を与えるような営業等によりクレームが生じ、当該クレームに対する当社又は代理店からの通知後、相当期間を経過してもこれを是正しないとき。

2. 登録施工店が次の各号の一に該当する場合、又は該当すると当社が認めた場合には、当社は、登録施工店としての資格を喪失させ、登録を抹消することが出来るものとします。

- (1) 登録施工店が暴力団、暴力団員、暴力団関係団体、暴力団関係者、その他反社会的勢力(以下、反社会的勢力という)である場合、又はあった場合。
- (2) 登録施工店の主要な出資者、代表者、役員、経営幹部もしくは実質的に経営権を有するもの(以下、登録施工店の役員等という)が反社会的勢力である場合、又はあった場合。
- (3) 登録施工店又は登録施工店の役員等が反社会的勢力への資金提供を行った場合、又は反社会的勢力と密接な関係がある場合。
- (4) 登録施工店又は登録施工店の役員等が暴力的ないし威迫的な犯罪行為を行ったとして公に認識され、もしくは報道その他により一般に認識された者である場合、又はこの者とかかわり、つながりのある者である場合。
- (5) 登録施工店が当社又は代理店との契約の履行のために契約する者が前四号のいずれかに該当する場合。
- (6) 登録施工店が自ら又は第三者を利用して、当社又は代理店に対して、自身が反社会的勢力である旨を伝え、又は登録施工店の関係者が反社会的勢力である旨を伝えた場合。
- (7) 登録施工店が、自ら又は第三者を利用して、当社又は代理店に対して、詐術、暴力的行為又は脅迫的言辞を用いた場合。
- (8) 登録施工店が、自ら又は第三者を利用して、当社又は代理店の名誉や信用等を毀損し、又は毀損するお

そのある行為をした場合。

- (9) 登録施工店が、自ら又は第三者を利用して、当社又は代理店の業務を妨害した場合、又は妨害するおそれのある行為をした場合。

第4条(商標等の使用)

登録施工店は、当社がTOTO株式会社より再許諾権付の通常使用権の許諾を受けている次に定める登録商標(以下、本登録商標といいます)を本コート材の販売及び本コート材の施工における次の広告・販促材料等に使用することができますものとしします。

- (1) 本登録商標の表示

登録商標「Hマーク(図形)」 第4252696号(第1類)、第4252697号(第2類)、第4272075号(第37類)

- (2) 広告・販促材料等の表示

名刺 チラシ ホームページ 営業上作成するプレゼンテーション資料

2. 前項の本登録商標を使用しようとする登録施工店は、見本を添えて「商標等使用許諾申込書」を当社に提出し、その使用方法・形態等について当社の事前の承認を得るものとしします。

3. 登録施工店は本登録商標を当社及び代理店が確認した施工品質に合致する本コート材の施工にのみ使用するものとしします。

4. 登録施工店は本コート材の施工品質を維持するため当社もしくは代理店が必要と認め、施工品質管理に関する情報の提供を求めたときは、速やかにその要求に応じるものとしします。

5. 当社は、登録施工店の本コート材の施工品質が悪化し、本登録商標を使用することが適当ではないと判断した場合は、登録施工店に対し本コート材の施工の中止を求めることができるものとしします。

第5条(商標等の除去)

前条により本登録商標を使用する登録施工店は、次の各号の一に該当したときは、本登録商標を使用する権限を失うものとし、速やかに本登録商標を使用した名刺、チラシ等を廃棄し、あるいは削除しなければならないものとしします。

- (1) 登録施工店資格を喪失したとき。
(2) 本登録商標を当社の承認を得ずに第三者に使用させたとき。
(3) 前条に違反したとき。

第6条(責任施工)

登録施工店は、その責任と負担において、本コート材の施工を実施するものとしします。

第7条(品質保証)

本コート材の施工に関する品質保証は、原則として本コート材の施工を行う登録施工店と当該施工を行う登録施工店に本コート材を納品する代理店及び本コート材の製造者である当社の三者が共同して保証するのを原則としします。

2. 前項の定めにかかわらず、不具合が施工上の瑕疵によるものであることが明らかな場合は、施工を行った当該登録施工店が、不具合が本コート材の瑕疵によるものであることが明らかな場合は当社が、又不具合が当該代理店の本コート材の保管の瑕疵によるものである場合は、当該施工を行った登録施工店に本コート材を納入した代理店が、それぞれその責任と負担において処理・解決するものとしします。

3. 前二項の定めにかかわらず、不具合が本コート材の施工、又は本コート材、いずれの瑕疵によるものか明らかでない場合は、当該施工を行った登録施工店、本コート材を納品した代理店及び当社が協議のうえ処理・解決するものとしします。

第8条(秘密保持)

登録施工店は、本規約に関連して知り得た当社及び代理店の技術上あるいは営業上の秘密を保持し、事前の承諾を得ることなく第三者に開示し、または漏洩してはならないものとしします。

第9条(規約の変更)

当社は、登録施工店に3ヶ月前に通知することにより本規約を変更することができるものとしします。

以上

平成18年 4月 1日改訂

平成19年 5月15日改訂

平成21年 4月 1日改訂